
本号では、立地適正化計画の見直し等について紹介しております。

- 1) 県では、「集約と連携のまちづくり」を進めています
- 2) 立地適正化計画の見直し・評価方法について
- 3) 立地適正化計画の策定状況と進める便のホームページ掲載について

- 1) 県では、「集約と連携のまちづくり」を進めています

・県都市計画課では、持続可能な「集約と連携のまちづくり」を進めていくため、改正都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の作成などの市町村の取組を支援しています。

・「立地適正化計画」に基づく事業に対しては、国による総合的・集中的な支援を行う「都市構造再編集中支援事業」を活用することができます。

・立地適正化計画策定の有無に関わらず、計画づくりやまちづくりに関する事業・各種施策などについて、質問・お悩み等ありましたら、お気軽にご相談ください。

【情報提供】

- 2) 立地適正化計画の見直し・評価方法について

・立地適正化計画は平成26年に制度が創設されてから作成が進められています。

立地適正化計画は概ね5年ごとに施策の実施状況について、調査、分析、評価を行うよう努めるものとされており、多くの市町村で5年の見直し時期が到来します。

・国土交通省のHP（立地適正化計画作成の手引き別冊）に居住誘導、都市機能誘導、公共交通、防災の項目ごとに評価方法をまとめた資料が掲載されています。

・都市機能誘導に関する評価方法では、利便性を図る指標や施設の維持・強化の指標として“誘導施設の立地数” “商業施設、医療施設等の徒歩圏カバー率” “従業員一人当たりの販売効率”

・公共交通に関する評価方法では、公共交通サービス確保や公共交通サービスレベルの維持・向上の指標として“鉄道・路線バス利用者数” “公共交通の機関分担率” “最寄りの公共交通のアクセシビリティ”などが考えられます。

・誘導施策や評価指標、使用するデータの例や取組事例などが記載されていますので、新規作成や見直しの際の参考にしてください。

立地適正化計画作成の手引き別冊（国土交通省 HP）

⇒ https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000035.html

・熊本市では令和3年3月に立地適正化計画の防災指針の追加と見直しを実施しております

す。

・改定では、施策展開の方向性・具体的な施策として、都市機能誘導区域における都市機能の維持や地域コミュニティの維持活性化、交通ネットワークの充実などにおける個別施策が示され(P104～)、目標値における達成状況などが詳細に分析、評価されています(P183)。全体的に丁寧にまとめられており、参考になると思います。

熊本市 HP

⇒ https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=9398

3) 県内の立地適正化計画策定状況及び進めーる便のホームページ掲載

県内市町村の立地適正化計画の策定状況及び進めーる便のバックナンバーをホームページに掲載しました。立地適正化計画については市町村のホームページにアクセスできるようなリンクを紐づけております。

また、これまで発信してきた進めーる便の過去内容を見返せるようバックナンバーを掲載しました。

県都市計画課ホームページをご確認ください。

立地適正化計画について

⇒ <https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/toshikei/kikaku/machi/ritteki.html>

進めーる便バックナンバー

⇒ <https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/toshikei/kikaku/machi/syuyuyakurenkei.html>